

目 次

令和3年9月10日（金曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会副委員長報告	2
開会、開議	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
閉会中の継続調査結果報告	7
（総務建設常任委員会）	7
（教育民生常任委員会）	12
（議会活性化特別委員会）	16
委員長報告に対する質疑	16
（総務建設常任委員会）	16
（教育民生常任委員会）	17
（議会活性化特別委員会）	17
休憩（午前10時19分）	17
再開（午前10時30分）	18
議案の上程、提案理由の説明	18
（議案第1号～同意第1号）	
提案理由に対する質疑	26
（議案第1号～同意第1号）	
委員会付託	26
（議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第11号）	
討論、採決（議案第12号、同意第1号）	27
決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第1号）	28
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	29
討論、採決（発議第1号）	29

決算特別委員会委員の選任（決定第1号）	29
休憩（午前11時14分）	30
再開（午前11時17分）	31
決算特別委員会の正副委員長の決定	31
委員会付託（議案第6号）	31
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	31
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	33
討論、採決（発議第2号）	33
議案の上程、趣旨説明（発議第3号）	34
趣旨説明に対する質疑（発議第3号）	35
討論、採決（発議第3号）	39
請願（請願第1号）	42
散会（午前11時54分）	43

令和3年9月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 96 号

令和3年9月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年9月3日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 令和3年9月10日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和3年9月10日（金曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

新庁舎に移転して初めての議会でございます。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、本議場は換気システムを作動しておりますが、約1時間を目途に休憩を取ることにいたします。ご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さんおはようございます。

本日令和3年9月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど、議長のほうからお話があったとおりで、この議会がこの庁舎初めての最初の議会ということで、各テーブルのマイク設備であったりだとか、今回からタブレットを使用しての議会ということで、だいぶ変わってきているのかなと思います。

それと、7月26日開庁いたしまして、はや1カ月半が経とうとしています。

町民の皆さまからいいとこであったり、逆に指摘されることもあります。そういったところについては、順次対応していきますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。もし、議員の皆さんに言われても今から対応していくということで、よろしくお願いします。

それと、ここで新型コロナウイルスの土庄内における若干のお話だけさせていただきますけども、香川県のほうが、まん延防止等重点措置の対象地域となっておりますね、少しずつ新規感染者は減少はしております。9月12日までのまん延防止で、時短であったりとか、高松はアルコールもなしと、そういったことでありましたが、昨日です、9月30日まで延期ということになっています。それから、当然土庄も一緒です。9月30日までが7時のお酒の提供、8時まで営業と。

それから、土庄での感染者の発表でございますけども、8月30日に感染者が出たということでお話させていただきましたけども、それから12日経ちました。今のところ、感染者は小豆島から出ておりませんし、これを続けていって、皆さんがですね、だいぶ慎重に行動しているおかげかなと思っておりますので、これもそのまま継続していただいたらありがたいなと思っております。

それから、皆さんワクチン接種のことが気にかかるかなと思いますけども、ワクチン接種をしないといけない方、1回目についてはですね、今のところ80%超えております。それから、2回目を接種済みという方が約64%。順次進めているところでして、今月末でだいたい80%以上の方が2回目の接種を終わるということで10月末にはですね、希望者がほぼほぼ終了するのかなと、そんな状況でございます。

それと最後にですね、1点、今朝の四国新聞に載っていたと思うんですけども、図書館については、貸し出しと返却もします。ただ、公共施設についてはですね、まん延防止ということで、同じく9月30日まで使用は見合わせるということで検討、今、今日の朝の新聞のとおりであります。よろしくお願いします。

それでは本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が3件、決算認定の件が1件、過疎地域持続的発展計画についてが1件、条例関係が5件、財産の処分についてが1件、伝法川防災溜池事業組合規約の一部変更についてが1件、人事案件が1件の計13件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る 9 月 3 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営などについてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 9 月 3 日、委員会室におきまして、9 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 10 日から 15 日までの 6 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査結果について、各常任委員長及び議会活性化特別委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より議案第 1 号から議案第 12 号、同意第 1 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 1 号から議案第 3 号及び議案第 5 号から議案第 11 号を各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第 12 号の討論、採決を行います。

次に、同意第 1 号の採決を行います。

続いて、発議第 1 号 決算特別委員会の設置についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行い、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてで、委員の指名を行います。

次に、閉会中の決算特別委員会に、議案第 4 号の付託審査をお願いします。

次に、発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、発議第 3 号 沖縄戦戦没者の遺骨などを含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書について、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、請願第 1 号を総務建設常任委員会に付託いたします。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

11 日から 14 日までは休会とし、15 日水曜日は、初めに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 9 月 1 日正午までに提出されたものについ

て、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 1 号から第 3 号、議案第 5 号から議案第 11 号までの討論、採決を行います。

次に、請願第 1 号の討論、採決を行います。

最後に、閉会中の継続調査申し出について、採決をお願いいたしたいと考えています。

スムーズな運営にご協力いただき、9 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 15 日までの 6 日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年9月10日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（山本詳司）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和3年9月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月10日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会活性化特別委員会）
- 第 4 議案第1号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第3号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第4号 令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第5号 土庄町過疎地域持続的発展計画について
- 第 9 議案第6号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第7号 土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 第11 議案第8号 土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の失効に伴う経過措置を定める条例
- 第12 議案第9号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 財産の処分について
- 第15 議案第12号 伝法川防災溜池事業組合規約の一部変更について
- 第16 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第17 発議第1号 決算特別委員会の設置について
- 第18 決定第1号 決算特別委員会委員の選任について
- 第19 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第20 発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨などを含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書について
- 第21 請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書」の提出を求める請願

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議記録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において2番 鈴木美香君、3番 福本達雄君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9月10日から9月15日までの6日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 9 月 15 日までの 6 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡野能之君。

○総務建設常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

閉会中の令和 3 年 8 月 25 日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

総務課より、新庁舎の運用状況について説明がありました。

開庁に先立ち、実施した内覧会では、2 日間で 412 名の方が見学されたとのこと。また、庁舎内の新型コロナウイルス感染症対策について、各階フロアに、抗菌・抗ウイルスの光触媒コーティング化と窓口カウンター等への飛沫感染防止パネルの設置を計画しており、財源については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定であると説明がありました。

委員より、光触媒コーティングの効果の期間について質問があり、2 年から 3 年であるとの回答がありました。

続いて、庁舎への県道からの出入口について、ルールを守らず侵入するケースがあり、事故の危険性が高いため、車の出入りを禁止し、歩行者用の出入口として使用するとの報告がありました。

続いて、消防団員の確保について説明がありました。

全国では毎年数千人が減少しているが、土庄町では、退団をする際、分団や班の単位で後任の方に引き継いでおり、おおむね安定した団員数を維持している。今後の取り組みとして、法改正により車両総重量 3.5 トン以上の消防ポンプ車を運転するために必要になった準中型免許の取得について、免許取得費用の公費助成制度の導入を検討していくとのこと。

また、消防庁から示された消防団の処遇改善に向けた報酬等の見直しについては、国の財政措置が具体的に示されておらず、財政に継続的な影響があるため、まずは、報酬の団員個人への直接支給から着手していき、報酬額等の見直しについては、国の地方財政措置や過去の出勤実績に基づく財政負担の試算等を行いながら、検討していくとの説明がありました。

委員より、実情にあった報酬の支払いや人材確保に関して事業所の理解や働

きかけが大切であるとの意見があり、執行部から、団員募集に関しては、口コミとなっているため、事業所への働きかけ等、幅広く広報していきたい。報酬についても、実動体制に応じて、消防団長と協議を重ねながら、検討していきたいとの回答がありました。

また、委員より女性の消防団について質問があり、平成 27 年に女性消防隊が設立され、現在 6 名在籍している。出初め式や、広報啓発活動等に従事してもらっていると回答がありました。

続いて、企画財政課より、「過疎地域の持続的発展計画」について説明がありました。これは、「旧過疎地域自立促進特別措置法」が令和 3 年 3 月末で期限を迎えたことにより、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が整備され、これに基づいて土庄町の過疎地域持続的発展計画を策定したものです。

計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までで、策定により過疎債や過疎交付金、国庫補助率のかさ上げなど国からの財政支援措置を受けられる。新たに再編・追加された「人材関係」や「再生可能エネルギーの推進」など 12 項目を重点分野として掲げていると説明がありました。

委員より、計画の効果や検証の方法について質問があり、毎年、関係各課やホームページからアンケートを聴取して、PDCA サイクルに基づく効果・検証を行うとの回答がありました。

続いて、税務課より、2 点説明がありました。

1 点目の「土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」の新規制定については、新たに整備された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもとで、引き続き固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置を受けられるよう制定するものと説明がありました。

主な変更点としては、対象事業に新たに情報サービス業等が追加され、設備投資の対象に設備の改築・修繕が追加、また、資本金額にもよるが、取得金額が 500 万円まで引き下げられたと説明がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症にかかる町税等の徴収猶予・減免の状況について説明がありました。徴収猶予については、コロナの影響により、前年に比べて収入が 20%減少している方などを対象とした特例があります。

特例対象の税目のうち、たばこ税を除く町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税について 25 件、金額にして 3284 万 5 千円が徴収猶予特例の適用を受け、そのうち 7 月末までに 1917 万 5 千円の納付があったと説明がありました。

また、固定資産税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料において、コロナの影響による収入減少を理由として、減額、減免の措置があり、固定資

産税の減額実績は、家屋 96 件 4082 万 6 千円、償却資産 62 件 1116 万円 3 千円。国民健康保険税の減免実績は、令和元年度分 1 件 4 万 6 千円、令和 2 年度分 42 件 628 万 9 千円。

介護保険料の減免実績は、令和元年度分は 1 件 1 万 1 千円、令和 2 年度分は 26 件との報告がありました。

また、入湯税は、コロナの影響で観光客が激減したことにより、令和 2 年度と令和元年度の比較で約 67%の減少になったと説明がありました。

法人町民税は、法人税割額が昨年度と比較して 43%減少となっており、法人の儲けが低調である傾向を示していると考えられるが、コロナの感染拡大時期と法人の事業年度が異なる場合があるため、すべてコロナの影響とは言えないものの、少なからず影響があると考えているとのことでした。

委員より、町税全体では前年度と比較して、いくら減少しているのかと質問があり、町税で 5465 万 5 千円、国保税を含めると 5990 万円であると回答がありました。

続いて建設課より、4 点説明がありました。

1 点目の沖之島離島架橋事業について、今年度の工事施工予定は、令和 3 年度予算として事業費 4 億 6300 万円の交付決定をもらっている。また、令和 4 年度予算として国に事業費 5 億 5200 万円を要望している。2 カ年合計で 10 億 1500 万円となり、仮設栈橋の設置・撤去、仮締切工の設置・撤去、橋台の建設及び取り付け部分のブロック製作を想定していると説明がありました。

単年度ごとに工事を発注する予定だったが、施工上の問題から令和 4 年度の債務負担を行い 2 カ年の発注を行いたいとのことでした。

委員より、県内請負可能な業者はどのくらいかとの質問があり、工期、業者、枠は検討中である。仮設栈橋の設置・撤去などがあるので、実績のある業者を探していくとの回答がありました。

続いて 2 点目の大谷ポンプ場建設工事については、令和元年度の 2 工区施工時に周辺家屋への影響があり、一時、工事が休止となっていたが、令和 2 年 11 月に 1 工区の工事を再開し、令和 3 年 3 月に工事竣工、事後調査を実施した。

調査結果から、損傷については、おおむね工事の影響で発生した損傷であると考えられる。現在、算定した補償額を提示し、所有者からの合意が得られたので、補償契約の手続きを進めていくと説明がありました。

委員より、所有者に最後まで丁寧な対応をとることと、今後も、このようなことが起こる可能性があるので、施工業者と土庄町で責任について検証するよう意見がありました。執行部からは、まずは所有者に補償の話を進め、施工業者とも協議していきたい。今後は、このようなことが起きない工法等で進めていきたいとの回答がありました。

続いて、3点目の都市計画マスタープランについて説明があり、現在、現況の課題を抽出・整理しており、今後は全体構想において、まちづくりの基本理念や目標などを示した上で分野別のまちづくりの方針を定めていく。3月末日までに知事に通知し、4月には公表するスケジュールであると説明がありました。

委員より、マスタープランの必要性などについて質問があり、都市計画法の中で、盛り込まれているのがマスタープランであり、建設課としては都市計画の所管課として、まずはマスタープランをつくり、立地適正化計画も立てていきたい、この計画により事業を実施する際に補助金を受けられることができると回答がありました。

続いて4点目の王子前分譲地の売却については、昨年度、売却価格の改正を行い、一般競争入札による売却を行ったが応札が無かったため、予定価格を売却価格として、先着順公募により売却を行った結果、今回、買受申込があったと報告がありました。

続いて、農林水産課より2点説明がありました。

まず、農業集落排水事業の使用料の改正については、地元説明会を開催する予定だったが、コロナ禍なので自治会長と協議の上、秋頃の開催予定になったと説明がありました。

農業集落排水事業は、集排事業エリアにおける人口減少により、計画処理量の半分程度しか流入量がない状況となっている。供用開始時の使用料は、し尿汲み取りと同額の金額で設定しており、10年以上単価改正をしていない。維持管理費を使用料で賄いたい、今の使用料では平均で40.37%しか賄えていないため、維持管理費の半分を賄えるようにしたいと考えている。国の基準に沿って算定すると、18%の値上げとなるが、一気に上げるのではなく、2段階に分け、1回目を来年度より、2回目を1回目の改定後の5年後と考えているとの説明がありました。

委員より、町負担が続くことを踏まえて、今後の方向性を早めに計画してほしいとの意見があり、施設ができて27年経っているので、大規模改修の検討時に事業自体を検討したいとの回答がありました。

続いて、唐櫃漁協浮棧橋設置の経緯について説明がありました。

香川県が直島に設置している浮棧橋を更新することになったため、「既存の浮棧橋を受け入れ可能な港湾、漁港はないかと」との照会があり、県と協議の結果、唐櫃漁港が受け入れ可能であれば、県の負担により唐櫃までのえい航と既設の付属品を譲り受けできることとなった。位置については唐櫃漁協に同意を得ていると説明がありました。

設置の理由として、これまで、唐櫃漁港の浮棧橋は、定期旅客船の発着場として利用されていることから、不定期船の係留は乗下船時のみ許可していたが、

それ以外の場合は防波堤に接岸することとなり、瀬戸内海は干満差が大きいいため、干潮の際は乗り降りが大変である。浮棧橋を設置することで、利用者の利便性向上と漁業者が浮棧橋に接岸できるので、荷揚作業の労力負担が軽減されると考えているとのことでした。

なお、現在の係船料が非常に安いことから、設置後は、漁業者以外の浮棧橋の使用料を北浦港浮棧橋使用料と同等の使用料にする予定であると説明がありました。

委員より係留費用について質問があり、現在の係船料は通常のフェリーなどを基準にしているので、ビジターボートで来た場合は、1回約100円である。北浦港は町内の方で約1300円、町外の方で約2千円であり、利便性を図るため、同等の額にしていきたいとの回答がありました。

次に商工観光課から4点説明がありました。

まず、小豆島ブランド推進委員会については、両商工会長、両町長間の協議を経て、7月29日に事業主体である土庄町商工会長と土庄町長の最終協議により、土庄町と土庄町商工会は、本事業に参画しないことを決定したとのこと。理由としては、事業主体である商工会から参画できないとの意見があったことやアプリの開発、経費負担、商品開発について疑問や不透明な部分があり、商工会、土庄町と意見を同一にして、今回参画しないことになったとの説明がありました。

委員より、今後、小豆島町と連携して事業を行わなければならないこともあるが、両町の関係性について質問があり、行政同士でできるところは一緒にやっていくという認識であると回答がありました。委員より、ここにくるまでもっと精査する必要があったのではないかと。当初予算で通している事業であり、議会としても責任があると思っているが、二度とこういうことはなくしてほしいとの意見がありました。

2点目の地域雇用活性化推進事業については、小豆郡地域雇用創造協議会、事務局NPO法人T o t i e（トティエ）が申請をしていたが、今回の申請内容では難しいと判断の上、取りやめ、再度挑戦したいとの報告があった。

続いて、コロナの経済対策を早急に行うため、土庄町プレミアム付商品券事業を実施すると説明がありました。発行総額は、1億6770万円、プレミアム分は30%、発行冊数は、1万2900冊の予定である。額面は1万3千円で、3千円がプレミアム分となる。内訳は、中小企業の地元のみに見える千円券が6枚、大型店舗、地元でも見える千円券が3枚、飲食店専用として500円券が8枚 合計1万3千円でこれを1万円販売する。一人2セットまでと考えている。

購入対象者は、土庄町民で、昨年度のプレミアム付商品券事業で券を購入していない方を優先したいとのこと。

委員より、前回の購入者の把握はできているのかとの質問があり、商工会にデータがあるので、リストをもらい、漏れがないように優先順位をつけて行うとの回答がありました。また、混乱を招かないようにしてほしいとの意見がありました。

4点目の日本遺産推進事業については、旧笠井武太夫邸跡利活用基本計画について、加藤家の歴史、庄屋の歴史、日本遺産を絡めて、町民または観光客が憩える場所として整備して行く予定であると説明がありました。

続いて、新たな採石遺構調査をするために設置した小豆島石丁場調査委員会について説明があり、小豆島・豊島全域にわたる石丁場の山間部及び海岸部の採石と石材運搬時に関する遺構、残石の分布状況について、新たに調査を行うとのことでした。

調査委員会には、現地へ調査に行く調査団も設置されており、徳島文理大学の教授をはじめ、石のスペシャリストで構成されている。ドローンを有効に活用し、新しい遺構、残石等を発見していきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、調査委員会の中に、地元有識者の名前が全く出ていないと指摘があり、調査補助員の中には多く含まれているが、名前を出すように検討していきたいとの回答がありました。

以上で総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和3年8月27日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

はじめに、教育総務課から、土庄町教育基本大綱について説明がありました。平成26年の法改正に基づいて策定し、必要に応じて改正を行ってきたが、これまで議会に説明がなかったため、改めて説明があったものです。

教育大綱の基本的な考え方は、学校や家庭だけではなく、地域全体で、未来を担う子供たちを育てていくという考え方である。教育大綱の下に教育方針があり、教育大綱については改正がない限り変更はしないが、教育方針は毎年更新するとの説明がありました。

委員から、教育方針の変更箇所について質問があり、大筋は変わらないが、コロナ禍への対応や、子どもたちに求める姿というものが変わってくる。これからは地域との関係が大変重要なので、家庭、地域との連携を大事にするとい

う点を盛り込んでいきたいと回答がありました。

また、保育園に入る前の子どもの子育て支援や、生徒に対する LGBT についても、力を入れるべきとの意見がありました。

次に、ギガスクール構想について説明がありました。

現在、豊島小中学校で AI ドリルの教材を使った取り組みをしている。AI ドリルとはタブレットで漢字や計算ドリルを行うもので、子どもの能力に応じた問題が出てくる。現在、豊島中学校の希望者に自宅に持ち帰らせ、試験的に AI ドリルによる学習を導入しており、夏休み後、アンケート調査により効果の検証をするとの説明がありました。

委員から、タブレットの使い方が分からなくて勉強ができないといった問題は起きていないのかとの質問があり、持ち帰っての使用は豊島中学校の生徒のみで、現状問題はない。また、学校では、ICT 支援員や担任が対応しているので、子どもたちが使い方の理解に時間をとられる心配は今のところないとの説明がありました。

次に、生涯学習課から、総合福祉会館の運用について説明がありました。

総合福祉会館に入っていた社会福祉協議会が 8 月 28 日に中央公民館へ移転し、10 月以降に商工会が福祉会館に移転する予定であるとのことでした。

総合福祉会館のうち、土庄町商工会への貸付部分が 497.602 平方メートル、生涯学習課所管部分が 103.552 平方メートル、共有部分が 239.046 平方メートルである。利用団体へは、同様の設備を備えた中央公民館または湊崎公民館等を代替施設とすることの説明を十分に行い、活動に迷惑がかからないようにしていきたいと説明がありました。

委員から、総合福祉会館を商工会へ貸し付けることになった経緯についての質問があり、中央公民館にいた教育委員会部局が新庁舎に移転することになり、中央公民館にはエレベーターや中会議室、和室などがあるので、社会福祉協議会にとっては、総合福祉会館よりも高齢者や一般の方にとって使いやすい施設であると考えた。また、商工会の移転先として、空いた総合福祉会館と旧土庄高校 3 号館を考えたときに、セキュリティ面などを勘案して、総合福祉会館を貸し付けることになったとの回答がありました。

また、現在、総合福祉会館を使用している団体には、いつ頃、話をしたのかとの質問があり、2 月中旬に働く婦人の家の運営委員に移転の経緯を電話で説明し、同時期に約 25 団体に電話で説明したとの回答がありました。

また、商工会への貸付額及び移転後の光熱費等の負担についての質問があり、貸付金額は月額約 15 万円の予定である。水道光熱費、合併浄化槽の管理費は商工会が負担するという話になっているとのことでした。

また、商工会は一時的に入るのかとの質問に対して、新しい場所ができるま

での間、期間は約 5 年、契約は 3 年で一旦区切ると回答がありました。

次に、健康福祉課から、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について説明がありました。

65 歳以上の方については、8 月 15 日までに、約 82%に当たる約 4900 人の方が 2 回接種を完了している。

50 歳以上 64 歳以下の方については、同じく 8 月 15 日までに約 2800 人の方が 2 回接種を完了している。

12 歳以上 49 歳以下の方、3069 人については、7 月下旬に接種券を送付し、8 月 12 日から全対象者の予約受付を行っているとのことでした。

8 月 16 日から 9 月 26 日までの間で、小豆郡全体では集団接種と個別接種とを合わせて 5780 人の 2 回接種分である 1 万 1560 回分の予約枠を確保できている。希望者へのワクチン接種について、10 月末ごろまでには、ほぼ完了できると見込んでいるとのことでした。

また、小豆島中央病院のコロナ確保病床数は 24 床あり、最大で 15 人が入院していた時期もあったが、現在のところ、入院が必要な方が入院できていないということにはなっていないとの説明がありました。

委員から、集団接種会場で接種券を忘れた場合の対応についての質問があり、2 回目に持ってきてもらうか、紛失した方には再発行して、後から手続きしてもらい、その場では受けられるようにしているとの説明がありました。

また、12 歳以下の接種についての質問があり、まだ国から方針が示されていないとの回答がありました。

続いて、住民環境課から、土庄町一般廃棄物最終処分場及び汚泥再生処理センターについて説明がありました。

最終処分場については、町内建設候補地、島外搬出、島内候補地の 3 つの案の説明がありました。

建設候補地の案、2 カ所のうち、1 カ所目は灘山地区の町境の付近で、建設費の概算は約 27 億円、規模は 2 万立米で約 20 年分、クローズド型による屋根付きの構造となる。2 カ所目は、御影浄苑に併設するもので、水処理施設の一部を共用できるので、概算建設費は約 20 億円、規模は 1 カ所目と同程度の計画である。なお、建設費以外に測量、設計等の委託業務により 5 億円程度加算されるとのことでした。

また、現在、島外搬出している不燃物の昨年度の実績は、破碎ごみ約 225 トン、焼却灰約 226 トン搬出し、輸送・処分費として約 2000 万円を要したとのことでした。

次に、汚泥再生処理センターについては、地元自治会、漁協との契約延長交渉により、令和 3 年 3 月末から 10 年間の延長となった。それにより、国費での

基幹改良が可能となったため、令和 5 年度から 6 年度に改良工事を実施する予定であり、総工事費は 6 億 5460 万 9 千円、補助金は 2 億 8021 万 9 千円、起債等が 3 億 7438 万 8 千円であるとの説明がありました。

委員から、最終処分場を町内で建設するにしても、島内候補地について協議していくにも時間がかかるが、その間はどのような対応を考えているかとの質問があり、その間は島外搬出に頼らざるを得ない。処分場建設に関しては、地元との協議を進めたいと回答がありました。

また、処分場を作ったから解決というのではなく、ごみに対する意識の変化を求め、子どもたちにごみを残さず、豊かな土地を残すことを世代を超えて考えることが大切だとの意見がありました。

次に、土庄町ごみ取り扱い手数料の変更について説明がありました。

前回の委員会での指摘を踏まえ、燃えないゴミの直接搬入料金の改定について、軽トラック 1 台単位から 10 キロ単位での料金設定とし、各市町の平均程度の額にしたとの説明がありました。ゴミ袋については、可燃袋は消費税分、不燃袋は 2 倍の金額に値上げすることです。手数料の値上げで増える収入は 100 万円程度と予想されているが、現在、減量化のために行っているゴミの手選別、破碎にも経費がかかっており、必要なことだと考えているとの説明がありました。

委員から、前回、直接搬入の料金の値上げについて段階を踏むべきとの意見を出したところ、軽トラック 1 台単位から 10 キロ単位の設定となったが、40 キロぐらいでも、これまでの金額の倍に跳ね上がる設定になっている。元々の金額と今回提案の金額の中間程度を間にはさむなど、もう少し段階を踏むべきではないかとの意見や、上限金額を設けてはどうかとの意見がありました。

次に、一般廃棄物収集運搬許可業者について説明がありました。

現在、5 社に一般廃棄物関係の許可を出しているが、新たな業者から申請がきているとのこと。大きな会社であるので災害時などの支援も期待ができるが、許可については、業者の状況やコロナの影響を考慮しながら判断していきたいとのこと。

委員から、既存の業者で十分ではないのかとの質問があり、既存業者は、町の委託業務が増えていく傾向にあり、働き手や車両が足りなくなる可能性があるため、もしものときの対応ができるようにしておきたいと回答がありました。

次に、新規事業のドライブレコーダー設置促進事業については、交通事故の抑制等、交通安全施策として、ドライブレコーダーを購入又は貸与により設置する場合に補助を行うものと説明がありました。補助金は、自分で取り付ける場合は 5 千円、自動車整備工場などで取り付ける場合には 1 万円とのこと。

次に、町営住宅の明け渡し請求訴訟について説明がありました。

現在、町営住宅の住人で約 90 万円の家賃を滞納している方がおり、弁護士による明け渡し請求を依頼したいとのことです。

以上で、閉会中に開催されました教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長 三木俊明君。

○議会活性化特別委員長（三木俊明君）

おはようございます。

閉会中の 7 月 30 日に議会活性化特別委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

これまで本委員会で協議してきた議会タブレット導入について、12 月定例会での本格導入の予定となりました。

そこで、今回は、これまでの検討事項のうち、対応が終了した項目の整理及び今年度の取り組みについて協議をいたしました。

委員からは、議会報告会の開催やインターネットによる議会中継・録画配信、災害時における議会対応マニュアルの作成等に取り組んではどうかという提案があり、取り組む上での課題についても併せて議論をいたしました。

提案のあった項目については、本委員会の主要な検討事項の一つである議会基本条例を制定する際の内容とも大きく関わってくるため、これらの項目を盛り込んだ議会基本条例を作っていくこと、またインターネットによる配信については、今年度末までに方向性を決めることを、活動の主軸として取り組んでいくこととなりました。

以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、

これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時、休憩いたします。再開は、10時30分といたします。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時30分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議案の上册、提案理由の説明（議案第1号～同意第1号）

- 議長（高橋正博君）
日程第4、議案第1号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第2号）の件から、日程第16、同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
- 議長（高橋正博君）
企画財政課長 鳥井基史君。
- 企画財政課長（鳥井基史君）
それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。
議案書1ページをお開きください。
議案第1号、令和3年度土庄町一般会計補正予算（第2号）でございます。
第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。歳出としまして14ページ、15ページをお願いします。
2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の総務事務費は、家賃滞納のため住宅入居者への明け渡しに対し、法執行による退去に関する手続き及び訴訟行為の弁護士委託料99万5千円を計上いたしております。
6目 財産管理費の管財事務費は、新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎トイレ衛生消耗品等21万9千円、庁舎カーペット清掃用掃除機3台分7万1千円、計29万円、庁舎内の光触媒コーティング処理及びスクリーン設置の委託料573万4千円を計上いたしております。
財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降、コロナ臨交金と申し上げます。379万2千円を充当いたします。
次に、土庄町庁舎建設事業は、設計内容変更に伴う建築物確認手数料14万1千円を計上しています。
また、庁舎移転業務の引っ越しにかかる委託料の精算により、121万7千円を減額しております。歳入において、特定財源のATM設置工事負担金を精算に

より 107 万 6 千円減額いたします。

7 目 企画費の移住交流推進事業は、新型コロナウイルス感染症対策のため、島ぐらし体験の家 2 戸にウイルス除菌空気清浄機を各 1 台設置するため、61 万 6 千円を計上しています。財源として、全額、コロナ臨交金を充当します。

次に、豊島地区シャトルバス運行事業は、バスの運行中に傷病者等が発生した際の初期救助のため、新型コロナウイルス感染予防対策として配備する防護衣等 10 万円、また、バス 2 台に光触媒処理をし、感染予防や感染拡大防止を図るための委託料として 14 万 6 千円を計上しています。財源として、全額、コロナ臨交金を充当いたします。

8 目 交通安全対策費の交通安全対策事業は、土庄小学校交通安全対策にかかる転落防止ネット設置経費を工事請負費から施設修繕費へ節の組み替えを行い、新規事業として、ドライブレコーダー設置に対する補助として 100 万円を計上いたしております。下段にまいります。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費の保健衛生事務費は、健診システムの内容精査により、電算委託料 103 万 4 千円を減額しています。財源として、精査に伴い国庫補助金が 12 万 8 千円増となり、充当します。

また、財源更正としてコロナワクチン接種費 1184 万 2 千円を充当いたします。

2 目 予防費の疾病予防対策事業は、国の補助対象となるがん検診において、今年度から内容・年齢などが拡充されたことに伴い、その事務経費として 99 万 9 千円を計上しています。財源として、国庫補助金 36 万 3 千円を充当いたします。

16 ページ、17 ページにまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業は、実績分及び今後の見込みを精査したことによる補正により 1909 万円を計上しております。財源として、他町ワクチン接種負担金 68 万 3 千円を充当、国庫負担金対象となる接種に要する経費分 1592 万 7 千円を増額充当し、県補助金となる接種体制確保事業に要する経費分 1662 万 2 千円を減額、土庄町臨時診療所分委託料等 1910 万 2 千円を充当いたします。下段にまいります。

2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理施設維持管理費は、小江の一般廃棄物処分場において、残っていた土地の旧地権者との交渉がまとまったため土地購入費 45 万 6 千円を計上いたしております。

18 ページ、19 ページの上段にかけまして、次に、3 目 し尿処理費の御影浄苑運営事業は、会計年度任用職員の期末手当 21 万 4 千円が当初予算から漏れていたため補正にて対応するものでございます。

中段、5 款 労働費、1 項 労働諸費、2 目 働く婦人の家運営費の働く婦人の家維持管理費は、3 月の消防設備定期点検で避難口誘導灯 2 カ所に不備があると消

防から指摘があり、その修繕費用 12 万 1 千円を計上しております。下段にまいります。

6 款 農林水産業費、1 項 農業費、5 目 農地費の町土地改良事業は、伐採の緊急性が高い東港地区及び唐櫃地区に対し、現行予算との差額 12 万 5 千円を計上いたしております。

また、原材料費として、地元要望のありました鹿島地区水路、畝木地区水路、半の池地区水路に対し 74 万 8 千円を計上しております。

次に、ため池ハザードマップ支援事業は、県補助金が追加されることを受けて、小豆島及び豊島それぞれ 7 基ずつ「防災重点農業用ため池看板」を設置する工事費として 236 万 5 千円を計上しています。財源としまして、県補助金 223 万 3 千円を充当いたします。

20 ページ、21 ページの上段にまいります。

2 項 林業費、1 目 林業振興費の森林病虫害等防除事業は、小部地区からの要望で小部の海水浴場及びキャンプ場の樹木のシロアリ駆除に対する補助金 5 万 3 千円を計上しております。

次に、林道整備事業は、県の事業であります大木戸川砂防ダム建設工事の工事用道路を通常であれば仮設道路で実施するところ、町が伐採及び用地測量をするのであれば、林道として整備していただけると打診があり、これにより町道の連結道路になること及び高見山の活性化に寄与することから、それらにかかる経費として 412 万 5 千円を計上いたしております。

中段、3 項 水産業費、3 目 漁港建設費の町単漁港改良事業は、県が県営港湾整備事業で直島の浮棧橋を家浦港に移設する際、2 基ある浮棧橋のうち 1 基を唐櫃漁港にえい航してもらえることとなり、現在ビジター専用の浮棧橋がなく、プレジャーボート等は 8 号防波堤に係船している状況で、瀬戸芸開催時期はビジターの利用が多いこともあり、浮棧橋移設工事として 1527 万 9 千円を計上いたしております。なお、設置後の係船料につきましては、小海の係船料と同程度の額に引き上げる検討をいたしております。下段にまいります。

7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対応プレミアム付商品券事業は、事業費 1 億 7195 万 5 千円で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ経済の再起を図るため、町が実施主体となり、前回同様プレミアム率 30%を付けた商品券を 1 万 2900 冊発行いたします。今回は、飲食店専用分として 500 円券を 8 枚、4 千円分を含めており、購入対象者は昨年度購入していない方を対象といたしております。財源として、コロナ臨交金 4295 万 5 千円、雑入として商品券販売代金 1 億 2900 万円を充当いたします。

3 目 観光費の瀬戸内国際芸術祭事業は、豊島を紹介する冊子「豊島マップ」

の1万部増刷費49万円の計上であります。旅行業関連のエージェントが来年の瀬戸芸に向けてPRするための希望が多いためでございます。

22ページ、23ページの上段にまいります。

次に、地域資源活性化事業は、商工観光課に所属しております地域おこし協力隊員の立屋氏が11月末で任期満了になること及びアフターコロナを見据え、アウトドアによる観光振興に力を入れていくため活動内容をアウトドアによる観光振興に特化した地域おこし協力隊員1名を11月から採用するための経費210万8千円を計上いたしております。

中段、8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費の土木総務事務費は、道路・水路等の改良事業に伴う用地測量や登記事務の費用107万7千円の計上でございます。下段にまいります。

2項 道路橋りょう費、1目 道路維持費の町道維持管理費は、町道5路線の修繕及び1路線の舗装修繕、合わせて379万2千円の計上です。

24ページ、25ページの上段にまいります。

また、備品購入として、レミファルト等を転圧し整地するためのプレートコンパクター1台の購入費として15万1千円を計上しています。現在のものが老朽化により使用不可となっており、ダンプのタイヤで応急対応している状況のため購入するものであります。

2目 道路新設改良費の町道新設改良事業は、道路改良による用地取得に伴う登記委託料として40万円の計上です。工事請負費の局部改良工事は、町道4路線785万円、へんろ道局部改良工事は、1路線165万円の計上です。

また、防犯外灯新設工事として17万7千円を計上しています。工事場所は、西本町振興会が維持管理等を行っている箇所のうち水銀灯8基をLEDの防犯灯5基に取り替えようとするものです。水銀灯をLEDにすることで、明るさが変わり、設置数が減ること及び維持管理経費が抑えられることを目的として、今回モデル事業として行います。

中段、3項 河川費、1目 河川総務費の河川等維持管理費は、3か所の施設修繕費110万円の計上です。

下段、5項 都市計画費、1目 都市計画総務費は、今年度策定予定の都市計画マスタープランにかかる審議会の委員報酬を都市計画事務費において5万5千円、策定委員会の委員報酬費、実費弁償を都市計画区域整備事業において18万3千円、それぞれ計上いたしております。

2目 下水道管理費の下水道維持管理費は、東内浜ポンプ場の真空ポンプ修繕費66万円、宮の下ポンプ場の燃料地下タンクのマンホールパッキン修繕費16万5千円、合わせまして82万5千円を計上いたしております。

26ページ、27ページの上段にまいります。

3目 下水道建設費の社会資本交付金事業、大谷ポンプ場新設・下水道長寿命化は、2工区の工事をした際の地盤変動により、隣接家屋の一部が沈下及び作業場に影響が出た補償について、所有者との交渉がまとまったことを受け、補償費742万5千円を計上しています。

中段、6項 住宅費、1目 住宅管理費の民間建築物耐震対策等支援事業は、助成要望件数が増えたことにより耐震診断補助金18万円及び耐震改修工事補助金300万円を計上しています。財源として国庫補助金156万6千円、県補助金80万7千円を充当いたします。

次に、民間住宅耐震化リフォーム支援事業は、先ほどと同様に、申請要望件数の増加により20万円を計上しております。

下段、9款 消防費、1項 消防費、2目 非常備消防費の非常備消防事務費は、黒岩自治会からの要望で屋外ホース格納箱及び付属品を設置する費用13万7千円を計上しています。財源として、地元からの寄付金4万5千円を充当いたします。

次に、消防団運営事業は、上野・向町自治会からの要望で大部分団積載車への購入助成金60万円を計上しています。

次に、消防団施設維持管理費は、黒岩地区で新たに消火栓を設置する工事の負担金62万4千円を計上しています。財源として、地元からの寄付金31万2千円を充当いたします。

28ページ、29ページの上段にまいります。

10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費の教育総務事務費は、県外旅費が不要になったこと及び後ほど説明いたしますALT事業で費用弁償が不足となったことによる組み替えとして、旅費8万8千円を減額しています。

次に、教育振興事業は、土庄中学校3年生の修学旅行が新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期・キャンセルになったことによる補助金76万5千円を計上しております。なお、今回は5月13日から15日予定の延期・キャンセル料で、延期後に再び延期となった9月分につきましても、今後キャンセル料が発生する可能性がございます。財源として、全額、コロナ臨交金を充当いたします。

次に、ALT外国語指導事業は、土庄中学校に赴任していたALT講師が任期満了となり、帰国旅費の不足額8万8千円の計上及びPCR検査証明発行手数料1万4千円を計上いたしております。

中段、4項 社会教育費、2目 公民館費の公民館維持管理費は、中央公民館の1階事務所及び相談室のエアコンの故障により、新たに置型エアコン1台、埋込型エアコン1台の購入、壊れたエアコン2台分及び古いパソコン5台の処分費、合わせまして96万7千円を計上いたしております。

次に、4目 図書館費は、小豆島ライオンズクラブから図書購入のため寄附金4万円をいただきましたので、財源更正をいたします。

下段、11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費、2目 農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業は、8月8日の台風9号による奥谷池水路の土砂撤去及び沖之島ポンプ施設の修繕費、合わせまして33万9千円を計上しております。

3目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業は、台風9号による長浜漁港の照明施設の修繕費13万8千円を計上しております。

30ページ、31ページの中段にまいります。

2項 公共土木施設災害復旧費、1目 公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、台風9号により被災した4カ所の施設修繕費128万7千円の計上でございます。

1ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、繰越金を充当しております。今回の補正額は2億5768万4千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと101億2483万5千円となります。

次に、第2条、債務負担行為につきましては、6ページの第2表、沖之島離島架橋事業において、期間令和4年度、限度額5億4700万円といたしております。

次に、議案書35ページをお開きください。

議案第2号、令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして44ページ、45ページをお願いします。

2款 保険給付費、6項 傷病手当金、1目 傷病手当金の傷病手当金は、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルスに感染または発熱等により同感染症が疑われる被用者に対し、収入がなくなることにより生活が困窮することを防ぐための手当金といたしまして29万2千円を計上いたしております。財源としまして、全額特別調整交付金を充当いたします。

35ページにお戻りください。

以上が補正内容の概要でございます。今回の補正額は29万2千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと20億3121万9千円となります。

次に、議案書47ページをお開きください。

議案第3号、令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして56ページ、57ページをお願いします。

6款 諸支出費、1項 償還金及び還付加算金、1目 償還金の返還金事業は、昨年度の国庫負担金等の精算により、不用となった返還金5441万8千円の計上でございます。

47ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は5441万8千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと21億1217万7千円となります。

補正予算関連の説明は、以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案第4号から議案第12号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の58ページをお開きください。

議案第4号 令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案書59ページをご覧ください。資料につきましては、別冊の「土庄町過疎地域持続的発展計画」になります。

議案第5号 土庄町過疎地域持続的発展計画についてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、土庄町過疎地域持続的発展計画を定めたく、議会の議決を求めるものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法、これを旧法と申し上げます、が令和3年3月31日をもって失効し、令和3年4月1日から新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、こちらを新法と申し上げます、が施行されました。

本計画は、新法の規程に基づき、旧法から引き続いて過疎地域の持続的発展のために総合的かつ計画的な対策を実施するため策定するもので、令和3年度から令和7年度までの5年間について、新たに計画を定めるものでございます。

次に、議案書の60ページをお開きください。審議資料は72ページになります。

議案第6号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の61ページをご覧ください。

議案第7号 土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例でござ

ございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、土庄町過疎地域持続的発展計画に定める業種に対し、固定資産税の課税免除等を実施するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書の 63 ページをお開きください。

議案第 8 号 土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の失効に伴う経過措置を定める条例でございます。

土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の失効に伴い、失効前の規定について経過措置を定める必要があるため本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書の 64 ページをお開きください。審議資料は 73 ページになります。

議案第 9 号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町豊島斎場の閉鎖に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 65 ページをご覧ください。審議資料は 74 ページから 76 ページになります。

議案第 10 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

町指定ゴミ袋等の金額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 69 ページをお開きください。審議資料は 77 ページになります。

議案第 11 号 財産の処分についてでございます。こちらは、王子前埋め立て分譲地のうち土庄町字洲鼻甲 267 番 112 の 1 筆、263.35 平方メートルを 1200 万円で処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の 70 ページをお開きください。審議資料は 78 ページになります。

議案第 12 号 伝法川防災溜池事業組合同規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり伝法川防災溜池事業組合同規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めものでございます。

庁舎移転により、伝法川防災溜池事業組合の事務所の位置が変更となったため、規約を変更しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

土庄町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

提案理由につきましては、現委員の森公士氏が令和 3 年 10 月 2 日をもって任期満了となるので、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めます。住所等については、記載のとおりであります。土庄町淵崎甲 2172 番地の 2、生年月日は昭和 21 年 5 月 20 日、略歴等については、記載のとおりであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から同意第 1 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 3 号までと、議案第 5 号から議案第 11 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 1 号から同意第 1 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 3 号、議案第 5 号～議案第 11 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 3 号までと、議案第 5 号から議案第 11 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 3 号までと議案第 5 号から議案第 11 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第 12 号、同意第 1 号）

○議長（高橋正博君）

これより討論、採決を行います。

日程第 15、議案第 12 号 伝法川防災溜池事業組合規約の一部変更についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 16、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案に対する討論を省略いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
同意第1号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第1号）

- 議長（高橋正博君）
日程第17、発議第1号 決算特別委員会の設置については議員提案であります。
提出者から、趣旨説明を求めます。
- 議長（高橋正博君）
5番 岡野能之君。
- 5番（岡野能之君）
発議第1号について、趣旨説明をさせていただきます。
決算特別委員会の設置について、土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。
令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第109条及び土庄町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置しようとするものであります。
委員会の名称、決算特別委員会、設置の期間、議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。委員の定数7人。
設置の理由といたしましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上でございます。
- 議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について、質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

発議第 1 号 決算特別委員会の設置について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
発議第 1 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（高橋正博君）

ここで議案の配布をいたします。

（職員が議案配布）

○議長（高橋正博君）

日程第 18、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会委員に、1 番 茂木邦夫君、2 番 鈴木美香君、3 番 福本達雄君、4 番 三木俊明君、7 番 瀧野良一君、8 番 福本耕太君、私 高橋正博です。以上 7 名の諸君を指名いたします。

○議長(高橋正博君)

お諮りいたします。ただいま指名の諸君を、決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君が、決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長(高橋正博君)

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思えます。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 14 分

再 開 午前 11 時 17 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長の決定

- 議長（高橋正博君）
休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。
委員長に福本達雄君、副委員長に鈴木美香君。以上でございます。

委員会付託（議案第 6 号）

- 議長（高橋正博君）
日程第 7、議案第 4 号 令和 2 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- 議長（高橋正博君）
お諮りいたします。議案第 4 号については、先ほど設置しました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 4 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第2号）

○議長（高橋正博君）

日程第19、発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

11番 木場隆司君。

○11番（木場隆司君）

発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、別紙のとおり土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

すでにお手元に配布しております意見書を読み上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理な、しわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第2号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第2号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第2号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第2号）

○議長（高橋正博君）

発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第3号）

○議長（高橋正博君）

日程第20、発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨などを含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

趣旨説明をします。

発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨などを含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書について、土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

お手元に配布しております意見書を読み上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

「沖縄戦戦没者の遺骨などを含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書」

1945年4月、沖縄本島に上陸した米軍との激しい地上戦の末、日本軍は5月末には首里城司令部壕から本島南部に撤退しました。そのため、南部に避難していた住民と日本軍が混在状態になり、沖縄戦戦没者の半数以上と言われるおびただしい犠牲者が発生した。沖縄戦では沖縄出身者約12万2千人、日本本土兵約6万6千人、米兵約1万2千人、朝鮮半島出身者など併せて20万余りの尊い命が失われた。

戦後、沖縄県民は戦争犠牲者の遺骨を収集し、糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ慰霊の塔を次々に建立して戦没者の霊を吊ってきた。

政府、防衛省、沖縄防衛局は、この沖縄戦跡国定公園を含む糸満市や八重瀬町の山野の土砂を採掘して基地建設埋め立てに使用する計画を発表した。

戦没者の遺骨を新基地の埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒とくし、「物言わぬ」戦没者を2度殺すような人道に反する行為であり、遺族の方々や国民の悲嘆は計り知れない。

政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府には国の責務として遺骨を早期に収集して弔うことが求められている。

以上の趣旨により土庄町議会は、政府に対し次の通り求める。

1. 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないこと。

2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第3号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第3号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

4番三木です。鈴木議員にお伺いいたします。意見書を読ませていただいて私なりに調べてみたのですが、令和2年4月に埋め立ての許認可の権限を持つ沖縄県に対して、沖縄防衛局より変更承認申請書が提出されているのは確認ができました。その後ですね、変更承認申請は許可されているのでしょうか。いないのでしょうか。

それと現時点で、県のこれに対する対応とこの問題に対する全体の状況が分かればご説明をお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

三木議員のご質問にお答えします。先ほどのご質問は、私の趣旨とは違いますが、私はその決まりが、沖縄県がどうしているかどうかというよりも、この戦没者の埋まっているところの骨を、そういうことに使うという、そういう行

動に移すっていうことにそもそも反対しております、政府の動向ですとか、県の動きだというのはちょっと、細かいことはまだ私はちょっと今ここでは申し上げられないんですけど、そこが私は問題だと思っております、そういう発表するという国の姿勢に、戦没者、沖縄の戦没者の方たちに対する冒とくだという観点から、こういう意見書を上げさせていただきました。以上です。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

鈴木議員の趣旨というのは、よく分かりました。理解いたしました。終わります。

○議長（高橋正博君）

ほかに質疑のある方。

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

10番井上です。確かに計画が採択されたとして、現在土砂採取は進められているのか。そして、採取されているのであれば、その場所から遺骨が見つまっているのかどうかということをお教えください。以上です。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

井上議員のご質問にお答えします。現在は、採取されておられません。なので、ただ、そちらの沖縄南部の糸満のところで具志堅隆松さんという方が40年にわたり遺骨採取、遺骨をそういうのやってはりまして、そこでは、至るところで出ているので、なので沖縄南部のエリアが確定したということに反対の声が出ています。以上です。

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

今の答えは、受け止めました。ありがとうございます。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

○議長（高橋正博君）

1番 茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

鈴木議員にお尋ねします。2点あるんですけども、こちらのようない意見書と

というのが全国でどのくらい出ているのか、という現状を教えてくださいたいというのが1点と、2点目が、この戦没者遺骨収集の推進に関する法律の内容が、特に別紙の資料とかで私も拝見させていただいたわけではないんですけれども、この法律について、どのようにお考えになっているのか教えてくださいませんか。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

茂木議員のご質問にお答えします。全国では、13市町村で、6月現在ですね、地方議会の採決状況が提出されておりまして、可決されているのが5市町村でございます。法律の内容なんですけれども、そういう細かいことではなくて、申し訳ないです、何回も申し上げましたけれども、そもそも南部の沖縄、日本のすごく戦争のときに苛烈を極めた沖縄の、しかも南部の、もう40年にわたって活動されている方が、ここには骨が出ると、今、現状認識でも出続けているところを、まずターゲットといいますか、そこで認定するということが、そもそも論として駄目ではないかと。ていうのが私の立ち位置ですので、申し訳ございません。法律ですとか、県の動きですとかっていう次元が違うお話をさせていただいています。以上です。

○議長（高橋正博君）

1番 茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

鈴木議員から回答いただきました。気持ちはものすごく分かる話でして、実際に遺骨が含まれている土砂を基地の建設に利用するというのは、おっしゃるとおりで、戦没者の方を2度殺すような人道に反する行為だということは、私も同意します。さらに質疑続けても大丈夫ですかね。

2点目続くんですけれども、ただ、書いてあるので2点目で、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守して求める」とおっしゃっているのもあって、やはり、このことに対してきちんとした理解と説明というのはいらっしゃるんですね。なので、趣旨としてはよく分かるんですけれども、その法律をどのように理解して解釈されるからこれを求めるかっていうのが、僕はとても必要なことだと思っています。で、なおかつ、先ほど三木議員がおっしゃっていた内容ももちろん関連することで、実際に骨が出てるとおっしゃっている方もいらっしゃるけれども、その事実認定の部分ですね、そこに見解の相違があるのではないかとということで結構議論になっていて、全国で通っていないのではないかと予想されるんですけれども、その点についてどうお考えなのか、2点お願いします。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番 (鈴木美香君)

茂木議員のご質問にお答えします。先ほどの推進の法律の件なんですけれども、それは、その土地ですべて何万柱あるんだと思います。それをすべて撤去してから取ったらいいよという認識なので、それはもう 400 年かかるだろうと言われております。事実上、不可能だと。なので、この具志堅隆松さんは今の飛行場にもあるのではないかと。今の飛行場でも見つければ、そこを掘り返すという意気込みの方なんです。なので、何回も申し上げましたけどもそういう次元と話がちょっと違うのではないかと私は思っています。

今、現実取られている方が出てきていて、業者は認識できないと。本当に 40 年やっている方でないと骨かどうか分からないというレベルなので、その法律の件ですね。すみません、もう 1 つ忘れしました。

○議長 (高橋正博君)

1 番 茂木邦夫君。

○1 番 (茂木邦夫君)

すみません。先ほどの 2 点目の補足というかたちで、事務局長大丈夫ですかね。

○議長 (高橋正博君)

1 番 鈴木邦夫君。すみません。茂木邦夫君。

○1 番 (茂木邦夫君)

質疑のところを、もう少しだけ補足させていただきます。

2 点で、1 つはそもそもこの意見書の根拠として、鈴木議員がおっしゃっていたのが、2 番目に「遺骨収集の推進に関する法律を遵守し」とあるのでその法律に関してどのように考えていらっしゃるのか、というのが私が聞いたかったこと。

2 点目が、先ほどの三木議員の、沖縄の具志堅さんという方、僕も勉強不足でよく分からないんですけども、あるって言う方もいらっしゃるし、実際その事実認定って、そこがまだ争点になっていると思うんですね。それについて、どうお考えになれるかっていうのが、たぶん三木さんの質問趣旨だと僕は理解しているんですけど、いかがでしょうか。

○議長 (高橋正博君)

2 番 鈴木美香君。

○2 番 (鈴木美香君)

ありがとうございます。それに関して、ご本人の具志堅さん、私もそこに活動しているわけではございませんので、そういう証拠があるかというのは、エビデンス、証拠の話だと思うんですけど、全体的にそういう心情的というんで

はないですけど、そこにあって 40 年活動されていて、骨が出ているっていうのを疑う意味が逆に私には分からないと思ってまして、現実問題そのエリアは激戦区なんですね。今、先ほど申し上げましたように、南部っていうのは兵士に追い込められて、住民が巻き込まれて。それを疑うっていうこと自体、ちょっと私には、すいません、これは心情にかかわるのかもわかりませんが、沖縄県民の 76 年、もっと前からですけど、日本人のためにすごくこう、すみません。言葉になりませんが、それをちょっと本土の方があまりにも理解してないんじゃないかと。ていうのが今の心情です。すみません。お答えになってないかもわかりませんが。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

○議長（高橋正博君）

質疑 3 回ということで、終わらせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

ないようでございますので、発議第 3 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 3 号）

○議長（高橋正博君）

発議第 3 号 沖縄戦戦没者の遺骨などを含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（高橋正博君）

3 番 福本達雄君。

○3 番（福本達雄君）

戦没者の遺骨を新基地の埋め立てに使用する。そのようなことが行われるのであれば、人道的に大変問題があると思います。

しかし、自身で調べた限り、令和 3 年 3 月 5 日沖縄タイムスプラスによりますが、沖縄本島南部から遺骨の混じった土砂が採取される可能性があることについて、沖縄防衛局は防衛省の事業でも、他の事業でも遺骨の混入している土砂を資材として使うことはあってはならないと認識を示しております。このことは、意見書にあるように戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守し行動するとの見解だと思います。

先の法律の第 3 条、国の責務では、国は戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し及び確実に実施する責務を有するとあり、遺骨を含んだ土

砂採取が行われているのであれば、超党派の議員で定めた法律に違反することになります。

先般、発掘予定地から遺骨が見つかったニュースも見ましたが、まだ採掘自体は行われていないようです。また、沖縄県知事が自然公園法に基づいて、業者に対して遺骨の有無について確認することを求める措置命令を出したとか、これに業者が不服申し立てを行うなど、事態がいろいろと動いているようです。

もう少し、事実関係や動きを見た上で、意見書を出したほうがいいと思うので、現時点の意見書提出には反対とします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を認めます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

意見書案に対する賛成討論を行います。沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設で、埋め立てに使用する土砂の7割が戦没者の遺骨が残る本島南部から調達されることは、戦没者への冒とくであり、人間として決して許されない行為であります。今回の本島南部での土砂調達計画は、新基地建設で辺野古埋め立て区域の海底にある軟弱地盤を改良するために、もちあがった計画です。

昨年4月、防衛省は設計変更の承認を沖縄県に申請し、その際、埋め立て用の土砂採取地に、沖縄県で今も多くの遺骨が眠る糸満市や八重洲町を追加しました。

この計画に対し、今年4月沖縄県議会が遺骨が混じる土砂を埋め立てに使わないよう求める意見書を採択し、6月には金沢市議会、東京小金井市議会、大阪府茨木市議会、広島県尾道市議会が採択しました。7月には、奈良県議会などが反対の意見書をまとめています。全国都道府県議会、全国市議会、全国町村議会の各議長会によると、7月6日時点で全国計19の地方議会と同じ趣旨の意見書が採択されています。沖縄県人会兵庫県本部が7月、菅首相と玉城デニー知事に出した要請文にはこう書かれています。

「現在も生き残った人たちが、まだ見つからない親や兄弟、姉妹の遺骨を探し求めている。また、辺野古埋め立てに対し、沖縄県民投票で72%が反対している事実があるにもかかわらず、工事が継続されていることは人道的にも許されない。」沖縄県民の声を代弁し、土砂の採集をやめるよう求めた日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員の質問に岸信夫防衛相は、「南部の土砂を調達する場合でも、遺骨がないか業者が目視で調査する。」と述べましたが、これ先ほど、福本達雄議員が言った話ですけれども、土砂に埋もれる遺骨は土と同じ色をしており、判別が難しく、業者は重機で掘り起こすため遺骨は気づかずに採取される

ことになります。業者が目視で判別できる保証はどこにもありません。これに対し、菅首相も遺骨に十分に配慮するというだけで、中止する姿勢はいまだ示していません。

小渕恵三元首相は学生時代、占領下の沖縄でたびたび遺骨収集に参加しています。かつての自民党政権は沖縄の歴史に対し、最低限の認識を持ち、沖縄でやってはいけないことを知っていました。しかし、安倍、菅政権にはその認識すらありません。日本共産党は、菅政権が今なお、その思いを踏みにじり、戦没者への冒とくを続けていることに対し、強く抗議するものであります。

また、1日も早く日本政府が土砂採取計画を撤回すること、そして遺骨収集に全力をあげることを強く求めるものであります。

日本共産党は、本意見書がわが町、土庄町議会の意見書として採択されることを強く要望いたします。以上で、賛成討論を終わります。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

○議長（高橋正博君）

1番 茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

賛成討論させていただきます。悩ましいところではありますが、私としてはこの意見書を提出するという自体は、地方議会において、やっぱり国会に対して要望するようなものであり、意見書ってというのは大変重いものだと思っております。

これは地方議会にとっての大切な権利であって、慎重に、僕は行使する権利だと思います。それにあたって、私は反対議員の方がおっしゃるような懸念される点、事実認定の点であったり、そういった懸念を可能な限り払拭して全会一致で通せるような意見書というのが、私は望ましいと思います。とは言え、今の段階で、私はこの埋め立て戦没者の遺骨などを含む地域の土砂の建設の埋め立ての趣旨自体には賛成はします。

ただ今後、今回どのようになるか分かりませんが、この意見書自体の、本当は継続審議を願いたいところですけども、ぜひ、ほかの議員の方々にも理解を求めるような丁寧な説明をしていただけたことが望ましいと考えます。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

先ほどの説明をお伺いいたしまして土庄町議会として、このことを議決するということは、非常に重たいことであるというふうに私は考えております。

その中で、事実をまず確認するという作業抜きには、このことについて賛成することはできないというふうに考えております。

内容趣旨は、私も心情等々よく分かります。ただ、議会としての議決でありますので、これを決するという事は、国また衆議院、参議院議長にこの意見書を送付するという事であり、事実誤認があるということは、あつてはならないと思ひますし、私も多少調べさせていただきました。

その中で、まず防衛省が沖縄県の土砂を採掘業者にもう一度搬入が可能かどうかということをお求めして、その約 30 社ぐらゐあつたさうであります。そのうちの 20 社が搬入可能である、ということで答申があり、その業者が南部地域に存在したということで、計画がもともと中部から北部地域であつたものが、沖縄全島になつたというふうな私の理解であります。

ただ、それも私が調べた限りのことなので、それも事実かどうかまだ確認、私はできておりません。

議会の性質上、今回、採決になつてゐるという時点で、今の時点では、私は事実がはっきりしないというところで、採決はするべきではないということで、反対の立場として発言をさせていただきます。

なお、個人的には、実は私の知つております代議士を通じて「事実確認をまずしてくれ」というふうなことを問い合せてゐることは、申し添えておきます。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでありますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 3 号については、反対がありますので起立によつて採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よつて、本案は、否決されました。

請願（請願第 1 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 21、請願第 1 号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第 1 号は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

土庄町議会会議規則第 91 条により、総務建設常任委員会に付託いたします。

散会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、13 時より委員会室にて総務建設常任委員会を開催します。

終了後、引き続き教育民生常任委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

散 会 午前 11 時 54 分